改正派遣法に基づくマージン率の公開につきまして

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護などに関する法律第 23 条第 5 項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に関わる情報をお知らせいたします。

事業所名称	インターコネクト株式会
事業所所在地	〒170-0014 東京都豊島区池袋 1-1-8　S・K・Y ビル 2F

2023/10/21 現在

派遣労働者数	196 人
派遣先の数	16 社
マージン率	23.4%
教育訓練の内容	個人情報管理、コンプライアンス、就業先規則
派遣料金の 1 日あたり(8 時間換算)の平均額	15,983 円
派遣労働者の 1 日あたり(8 時間換算)賃金の平均額	12,236 円
労使協定に関する事項	労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を全ての派遣労働者と締結しています。 当該労使協定の有効期間：令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 31 日

※マージン率＝（派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額）÷派遣料金の平均額
マージンには以下の費用などが含まれます。
・事業主として負担する社会保険料・労働保険料（健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料など）
・派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇などに充当した費用
・資格取得や技術研修に充当した費用
・営業、管理、採用活動など事業運営にあたる労働者の人件費
・オフィス賃料、宣伝広告費、通信費をはじめとする会社運営経費
・営業利益